

自転車通学について

(1)許可条件

- ・自転車通学区域内に住んでいる生徒。
- ・安全に道路交通法を守って運転できる生徒。
- ・自転車通学に関する本校のきまりを守って運転できる生徒。
- ・月一度の自転車点検で整備不良及び違反がないこと。
- ・年3回(学期ごと)の交通安全集会に参加できる生徒。

(2)通学用自転車についてのきまり

- ・マウンテンバイク、スポーツタイプは認めていません。
(通学用の自転車に多少のギアがあるものは問題はありません。)
- ・変形ハンドルなど車体の改造は認めません。
- ・鞆が重いので荷台がある自転車が望ましい。
- ・学校指定のステッカーを貼ること。ただし、ステッカーは一度貼るとはがせないのので、修理又は買い替えの際は安全担当に相談してください。
- ・自転車のスタンドについては両側のスタンドが望ましい。
- ・鍵をなくしてしまう生徒が例年多数います。鍵をなくすことを考えるとボタン式が望ましいです。

※ヘルメットをかぶらない、二人乗り、並列走行など、ルール違反をくり返す場合には許可を取り消します。(自転車通学許可申請書の「自転車通学規定」違反も同様)今年度も、自転車での登下校の状態が悪いとの苦情等が地域の方からもたびたび寄せられました。ルールやマナーの徹底を図り、違反者に対しては厳しく対処していきます。御家庭でも交通ルールを守るよう指導をお願いします。

(3)自転車通学許可区域

くぬぎ山	全域
西佐津間	一丁目7~28 ・ 二丁目全域
中佐津間	一丁目、二丁目
南佐津間	13、14番
佐津間	400番台、500番台、809番、812番、 900番台、1000番台 1100番台(1148-27、30、35を除く) (地図通り)
軽井沢	全域
栗野	801番~806番地及び813番地
初富	19番~21番、137(-287、20) (地図通り)
串崎新田	237番、242番、294番地

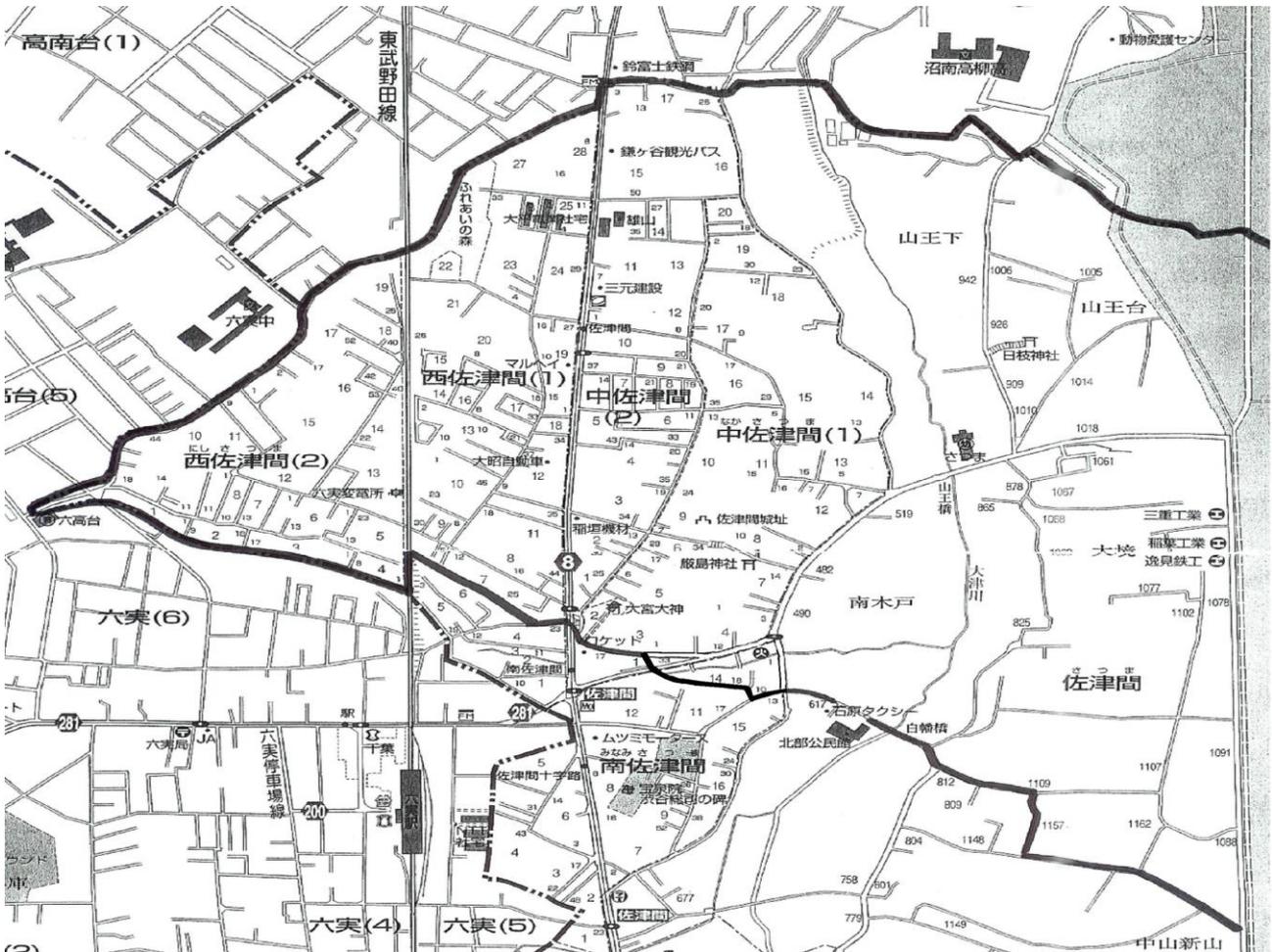
※上記の自転車通学許可範囲は、次の地図に一部示してあります。

(4)その他

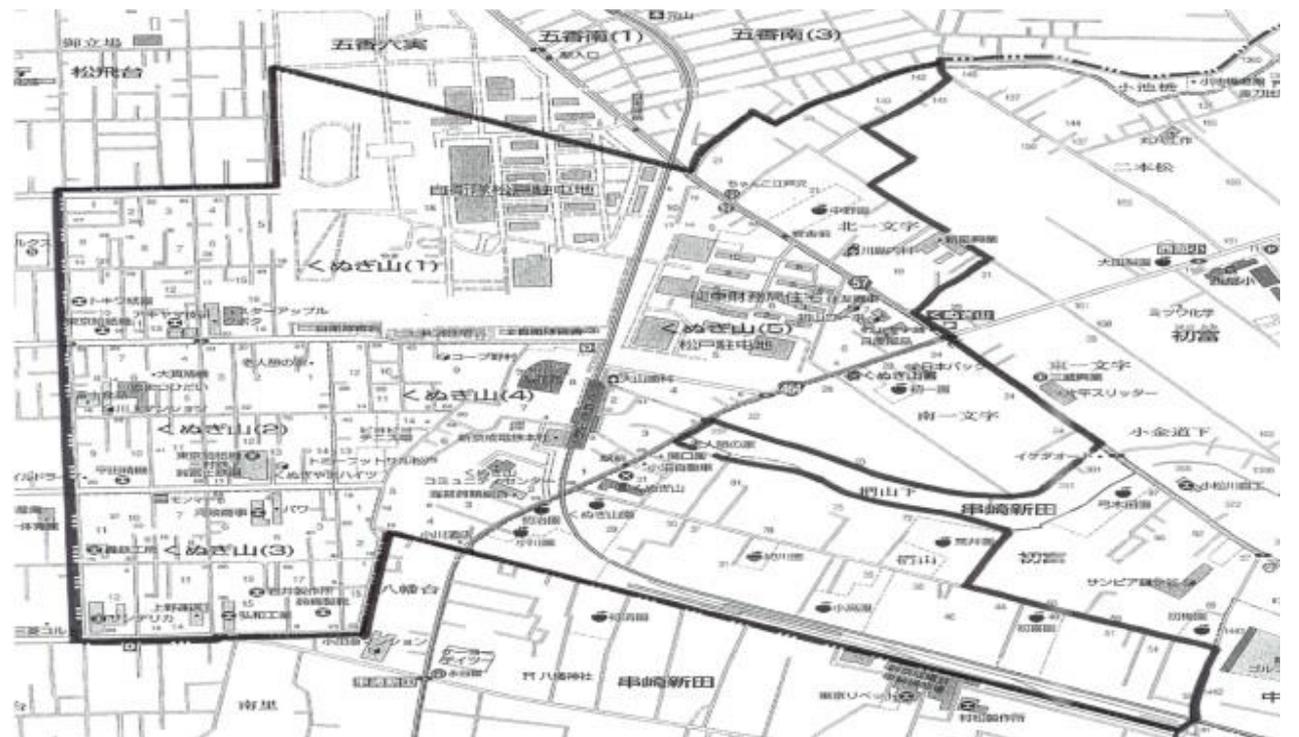
- ・自転車通学許可区域の境界線に面しているご家庭については、検討しますので学校に連絡をお願いします。
- ・自転車保険の加入が千葉県では義務化されました。家庭で必ずご加入ください。
- ・令和5年4月からヘルメットの着用が千葉県では義務化されました。令和6年度からはヘルメットの指定はありません。家庭でご用意ください。
- ・自転車の後方につけるステッカーは学校で販売を代行します。1枚400円です。自転車通学をする生徒は4月に持参させてください。

自転車通学許可区域

西佐津間・中佐津間・佐津間方面



くぬぎ山方面



自転車通学許可区域からの通学ルート

西佐津間・中佐津間・佐津間方面



くぬぎ山方面

